

## 産業教育常任委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成25年1月21日（月）午前10時00分

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	山浦安生君	副委員長	志摩浩志君
委員	中村正人君	委員	秋廣眞司君
委員	徳田拓志君	委員	木野田恵美子君
委員	時任英寛君		

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

委員 西村新一郎君

4. 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

5. 傍聴議員の出席は次のとおりである。

なし

6. 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

商工観光部長	萬徳茂樹君	商工振興課長	池田洋一君
企業振興室長	谷口隆幸君		

7. 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 隈元秀一君

8. 本委員会の所管に係る調査事項は次のとおりである。

工業団地整備事業の進捗状況について

9. 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前10時00分」

### ○委員長（山浦安生君）

ただいまから産業教育常任委員会を開会いたします。本日は、工業団地整備事業の進捗状況について、所管事務調査を行いたいと思います。これは、今まで4月に予算が可決になって、その後、どうなっているのかなということ、気掛かりではありました。なかなか機会がなくて、執行部のほうに聴くということが、お尋ねするということなかなかできなかったものですから、今日、急遽このような形になってしまいました。誠に申し訳ございませんけれども、協力をよろしく願いいたします。ここで委員の皆様にお諮りいたします。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づいて進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。早速ですけれども、現地調査を行いたいと思います。行っていらっしゃる方もおられるんじゃないかと思っておりますので、一通り見て、それからまたこちらのほうに帰ってきて、執行部にお尋ねしていきたいというふうに思っております。それでは、玄関前のほうによろしく願いいたします。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前10時02分」

「再 開 午前10時36分」

### ○委員長（山浦安生君）

休憩前に引き続き会議を開きます。工業団地整備事業の進捗状況について、執行部からの説明をお願いいたします。

○商工観光部長（萬徳茂樹君）

工業団地整備事業の進捗状況について御説明申し上げます。平成23年9月定例市議会で、上小川地区工業団地の工場用地取得事業を、期間が平成23年度から24年度、限度額12億9,000万円の債務負担行為を可決していただき、地権者との用地交渉を進めてまいりました。また、用地交渉と並行いたしまして、農地転用許可の事前協議及び農用地区域の除外等の手続を県・国と進めてまいりました。農地転用の手続につきましては、平成24年4月20日付けで九州農政局長から農地転用事前審査の申出が許可され、さらに平成24年7月10日付けで農用地利用計画変更（農用地区域からの除外）が認められました。用地交渉につきましては、7割程度までは順調に進みましたが、その後は相続関係が多く、また用地交渉の相手も全国に広がっており、時間を要しましたが、この度やっと全ての仮契約を結ぶことができましたことから、昨年12月28日、仕事納めの日でございますけれども、農地法第5条の申請書を県の農村振興課に提出し、県の農村振興課が今年1月11日に意見書を添えて九州農政局に進達をしていただいております。また、農地法第5条の申請と並行して、開発行為申請につきましても昨年12月20日に県の建築課に申請しております。この農地法第5条と開発行為につきましては、許可日が同日許可ということでございます。現在のところ、許可は2月上旬には頂けるというふうに考えております。根拠といたしましては、国が申請書を受け付けた日から起算して3週間以内に国は許可をしなければならないというふうに規定されておりますので、最大で3週間、事前協議も既にある程度終わっておりますので、早く許可を頂けるのではないかと考えております。農地法第5条の許可を頂いた後には、正式に市が地権者から用地を取得するため、3月定例市議会に財産の取得について議案を提出する予定といたしております。議会の議決を頂きますから市への所有権移転登記後、地権者へ土地代金を支払うということになります。併せまして、造成工事に着手するための準備を進め、年度内に造成工事を発注したいというふうに考えております。また、当該用地の一部に、先ほどもちょっと御説明申し上げましたけれども、埋蔵文化財の遺跡調査区域があることから、発掘確認調査を実施する予定でございます。詳細につきましては課長のほうで御説明申し上げます。

○商工振興課長（池田洋一君）

それでは、私のほうから今お示しました資料に基づきまして説明をさせていただきます。まず、1ページでございますけれども、この工程表につきましては、今、部長のほうからございましたが、若干重複しますけれども、農地法の5条申請、転用関係でございますけれども、これにつきましては国許可ということで、今、説明があったとおり、2月上旬くらいは許可が頂けるというふうに聞いております。この申請につきましては、地権者の全ての承諾が得られないと転用申請ができないということで、今、全ての地権者のほうから承諾が得られましたので、この12月末という形で申請しております。開発許可につきましては同時許可でございますので、先ほど説明があったとおりでございます。それと、議会の議決に対しましては、これを議決していただくことによってこの仮契約書というのが本契約書に変わるということでございます。議決後につきましては、土地の売買契約書の締結という、今言ったような形で本契約に変わりますけれども、それに伴いまして、所有権移転登記等を今現在、進めておりますけれども、契約締結後の法務局への提出というような段取りになっていきます。それと、地権者への売却代金支払ということで、登記終了後、地権者の方に支払うという準備を併せて進めております。それと、これに、先ほどもありましたような形で埋蔵文化財、これにつきましては約3週間くらい掛かると聞いておりますけれども、議会の議決を頂きますから約3週間くらい教育委員会のほうで発掘をしていただくという段取りになっております。それと並行しながら工事関係、造成工事に入っていきますけれども、これにつきましてはこの日程表のような形で年度内を目標に進めているところでございます。次に、2ページでございますけれども、2ページにつきましては先ほど現地のほうで説明いたしましたので、ちょっと割愛させてい

たきます。3ページにつきましても、これは航空写真でございますけれども、今、現地を見ていただいた、この黄色の区域内が計画地ということで、総体面積が約11haということでございます。次に、4ページにつきましては、先ほど現地で説明いたしましたけれども、総合計で地権者が94人、うち16人が死亡という形で、全体の相続関係を含めた、179人とございますけれども、これは重複していらっしゃる方がいらっしゃいますので、私どものほうが地権者のほうと交渉したのが166人ということで、全て皆さんの御協力を頂いたということでございます。筆数につきましては130筆、取得面積につきましては約11万㎡でございます。次に、5～8ページにかけて、130筆の1筆ごとの地権者の方の相続関係とかを面積等を含めて表示しております。その中で8ページをお開きいただければ、この一番上に1筆の方に32人くらいがぶら下がっていらっしゃるというような形で、大変苦勞をしたところでございます。次に、9ページでございますけれども、今回の当初予算との比較でございますけれども、地権者数が当初190人というところが、実質的には先ほど申しました166人でございます。これにつきましては、自分で登記を直した方々等の理由でございます。それと、筆数でいきますと132筆が130筆ということで2筆減になっておりますけれども、これにつきましては、先ほど現地で説明しました用地交渉等で、道路については協力を頂きましたけれども、現地としてはあそこに田んぼを残すという方の分でございます。面積につきましては、この差で約797㎡、これも先ほどのその2筆の関係の人が主でございます。用地取得費につきましては、当初、予算的には12億8,204万5,000円ということでございましたけれども、実質この面積が減になった形で、今のところ916万5,545円は残る見込みでございます。あそこの平米単価につきましては1万1,500円と。坪3万8,000円でございます。次に、最後ですけれども、先ほど説明いたしましたように、あそこの計画につきましては埋蔵文化財の範囲が入っていると、約1.3haということで、議決後、今後、調査に入っていくということでございます。

○委員長（山浦安生君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（秋廣眞司君）

埋蔵文化財の関係でお伺いしますけれども、10ページですね。これは園田遺跡と書いてありますけれども、どういう規模でどのような遺跡だったのか、調査は下をずっと掘り下げる必要があるのか、3週間で終わるといふことですのでけれども長引いたらどうなるのか、そこらをお聴かせいただきたいと思ひます。

○商工観光部長（萬徳茂樹君）

遺跡一覧表というのがございまして、その中で遺跡名が園田ということで、所在地は国分上小川、弥生後期時代の古墳という、それだけなんですけれども、具体的にはもし掘ってみて、この辺に遺跡が出るのではないかという形ですと地区が設定してありますので、これにつきましても近くのパチンコ屋さんが試掘をされたらそこは出なかったということです。ただ、試掘をしてみないと何とも言えないということでございます。

○委員（秋廣眞司君）

拍子橋という伝説の地が隣にあるんですけれども、あそこの絡みが何かあるんですかね。

○商工観光部長（萬徳茂樹君）

申し訳ございません。ちょっとその辺は勉強をしておりません。

○委員（秋廣眞司君）

上小川のほうのその土地を売られなかった方、2筆の1面を売られなかった角っこの分、あそこの道路が今現在は狭隘部分になっているんですが、それは解消されるという認識でよろしいんですかね。

○商工振興課長（池田洋一君）

今現在、道路が一部改良されていないというところがございますけれども、その分につきましてはその地権者の方も御協力を頂くということで、ただし今の自分の面積の部分を確認したいということで、そのまま若干ちょっと中にスライドさせて、それなら道路はいいよということで、協力を頂くということでございます。

○委員（秋廣眞司君）

議案として3月議会の冒頭に出されるんですよね。それまでに委員会の結論は報告という形で出していく形になりますよね。あとで出されるわけですね。

○商工観光部長（萬徳茂樹君）

財産の取得についての議案につきましては、3月議会の当初、最初に提案したいというふうに思っております。

○委員（時任英寛君）

関連でお聴きをいたします。文化財の発掘費用について、これにつきましては今後、市のほうから誘致企業に売買をするときに、その発掘費用の価格を上乗せはされるんですか。

○商工振興課長（池田洋一君）

その発掘に関しましては、費用的なものは教育委員会のほうでしていただくということでございますけれども、この文化財について単価に上乗せするというのは、今はその分については考えていないというところがございます。

○委員（時任英寛君）

できれば安いほうが企業の方もよろしいかと思えます。ただ、上野原の縄文遺跡の場合は、工業団地を整備するときは、この文化財の発掘費用も上乗せをした経緯がございます。ただし、あまりにも高すぎたものですから特例で単価を下げたというのがございますけれども、原則的には返ってくる。だから、そこあたりのしっかりとした整合性というのをつけておかないと、誘致企業だから良かったんだ、普通のところだったら。通常は文化財の発掘費用というのは、その土地の持ち主が家を建て替えたり何したりするときは費用負担をしていくわけですがけれども、そのあたりもちょっと整合性がとれるような形での協議をお願いしたいと思えます。

○商工観光部長（萬徳茂樹君）

市が工業団地を造成すると、整備をするという中で、その調査もしないといけないということでございますので、工業団地を整備するためにはその埋蔵文化財の調査もしないといけないということでございます。工業団地への単価の上乗せとかそういったものにつきましては、今、委員の御指摘を十分踏まえまして、検討させていただきたいというふうに思います。今のところはできるだけ企業につきましても、やはり掛かった費用を全て上乗せという形ではなくて、やはり適正に十分最終的には判断をいたしまして、どのくらいの価格が一番いいのかということも十分踏まえて、また当然、この処分につきましては議会の議決案件という形になってまいりますので、議会のほうにもまた御相談申し上げたいというふうに考えているところがございます。

○委員（時任英寛君）

そのあたりの、結局その特例措置の規則も含めまして、しっかりと整備をした形で出していただきたいと思えます。説明責任というのは当然発生しますので、ここは良くてここは駄目だよということでは、これは議会としても納得できない部分が出てまいります。それから、今後のことを聞いてよろしいですか。[「はい」と言う声あり]支払が完了しました後に、工事着工に移られるわけですがけれども、この工事期間はどのくらいを予定されていらっしゃるのでしょうか。

○商工観光部長（萬徳茂樹君）

工事期間としては25年度内に造成を済ませたいと、工事を済ませたいというふうに今、考えているところがございます。

○委員（徳田拡志君）

不動産のことは素人なものですから、基本的なことをお尋ねしておきます。まず、この農地法の許可の申請ですが、申請者は霧島市になるのか、あるいは事業者である京セラさんになっているのか。まず、そこからお伺いします。

○商工観光部長（萬徳茂樹君）

市が工業団地を整備するという形で計画しておりますので、申請は霧島市でございます。

○委員（徳田拡志君）

霧島市が申請人で、許認可を頂いて、造成をして、そして造成をして京セラさんに売るといことになるわけですね。そうした場合に、先ほど時任委員もおっしゃっていたんですが、取得費プラス造成費プラス埋蔵文化財の取得処分費というのが出てくるんだろと思うんですが、埋蔵文化のほうはもう先ほど回答を頂きましたけど、造成工事等含めて京セラさんにお渡しになる金額というのはどのぐらい想定されていますか。

○商工観光部長（萬徳茂樹君）

最終的に処分する価格につきましては、今からまだ造成工事を発注するわけでございます。そういった面で、最終的にどういった形で金額になっていくかというものにつきましては、また十分精査をしていきたいというふうに考えているところでございます。今のところ幾らという形のもの、まだ出してはおりません。

○委員（徳田拡志君）

それはちょっとおかしいなと思うんですよね。京セラさんとの話し合いの上で、例えば駐車場と運動公園を整備するんだと、京セラさんも思っていたらっしゃる。その取得費として、造成を、渡してこれくらいになりますよと。そして、企業誘致としてこういう特典もありますよと。いろんな取り合わせ説明会を開かれたと思うんですが、そういう中でも金額は出なかったというのはちょっと不思議な気がするんですが、もう一回お尋ねします。

○商工観光部長（萬徳茂樹君）

当初予算のときにもそういう質問がございました。その中で、公有財産取得費を今、計上しておりますけれども、それを下回ることは当然ございません。ただ、今からいろいろ工事費等が出てくるということで、それらを全部、全てを精査して、最終的にどのぐらいが一番いいのか、企業への優遇とかいろんなものもございまして、そういったものを総合的に判断して、最終的に市のほうとしての方針を出していくという形でございます。そういうことで御理解いただきたいというふうに思います。

○委員（徳田拡志君）

御理解くださいということですが、ちょっと理解できないと。取得費は分かりますよ、限度額の12億9,000万円は下回らないというのは、これは取得費ですから、債務負担行為でやっているわけですから。あと、工事費が幾ら掛かるのか。小田の工業団地の先ほどの説明の中で、あその土地を削って、向こうは向こうで造成しながらこっちへ運んでくるんだと。ということは、造成費がただなのか、あるいは向こうが発注するからそれに入っているということなのか。やはりそれなりの予定を立てないと、買うほうも出来上がってみないと分かりませんよと。全部で20億円でしたと。いや、もう12億9,000万円がいいですよという話を前もってできていないといけないというふう思うんです。我々も担当の委員会として、委員会ではこういう説明があって、我々は了解したよというわけにはいかないですよ。だから、もう一回その辺を説明してもらえますか。

○商工振興課長（池田洋一君）

今の御質問ですけれども、今、私どものほうも地権者から買うという形で1万1,500円/m<sup>2</sup>。それと、今後、造成費が掛かってきますと、先ほど小田の工業団地、あその工業団地の造成から出

た土をこちらの工業団地のほうに回すと。そういう形で、有効利用という形で残土を今度は頂くと  
いうような形もしますし、当然、あそこの場合には今15万㎡土が必要になってきます。そのうちの  
10万㎡は小田工業団地から持ってくる。あと5万㎡については買土、買うという形で計画  
を進めております。それで、当然細かいそういう積上げのもとに、造成後は企業のほうに売却する  
わけですが、そこ辺を今、詰めをしながら、最終的には用地取得処分委員会のほうで決定を  
してもらって、それで今後、平成26年度の当初予算の中で歳入という形でお示しできると思  
いますので、その辺でまだ確定していないということでございます。

○委員（徳田拓志君）

その確定していないというのは、先ほどの話だと25年度に造成は完成するということですよ  
ね。ということは、3月の本予算の中では出てこなければいけないですよ、予算の計上としてね。  
土だけ持ってきて土はただであっても、運び賃とか整地代とかやはり見積もられていると思  
うんですよ。あと5万㎡買土という、いわゆる買わなければいけないと言っても、それだけでも1,000  
円/㎡、ダンプ1台に10積まないんだけど、7㎡しか積まないんですが、10見たとしても5億円掛  
かるんですよ。だから、そこらをまた上乘せしなければいけないと思うんだけど、その辺はでき  
ていますかということです。

○商工観光部長（萬徳茂樹君）

工事の予算につきましては、平成24年度の当初予算の中に造成工事として3億8,000万円という  
形で予算を計上いたしております。今のところは、これをもう全額25年度に繰り越す形なのかなと  
いうふうに思っております。造成工事につきましては、24年度当初予算で計上しております。

○委員（徳田拓志君）

12億9,000万円取得費は出ました。造成工事の予算が出ました、3億8,000万円。ということは、  
上乘せされた金額が売却価格かつそれにまだ企業誘致の諸条項を考えての売却単価が決定するんだ  
と。その決定をするのは大体いつ頃くらいなのか。工事は25年度中で終わりますよね。

○商工観光部長（萬徳茂樹君）

最終的に売り渡す価格を決定するのは25年度の、要はある程度完成して、大体の精算ができる段  
階で26年度の予算には当然財産収入として予算計上をしていかなければなりませんので、それまで  
にはきちんとした単価が決まっています。

○委員（時任英寛君）

これは工業団地の造成であって、そのグラウンド、駐車場までをこちらが整備するというこ  
とではないですよ。確認で。

○商工観光部長（萬徳茂樹君）

市が造成するのは、あくまでも工業団地の造成のみでございます。

○委員（徳田拓志君）

2問目の質問で、単価のことでちょっと時間を取りましたけど、造成を終わって調整池、霧島市  
が申請者であるということでしたので、調整池まで霧島市が整備するということになると思  
うんですが、調整池を除いた土地の売却でいいんですか。調整池を含めた売却になるのか。その辺を  
ちょっと確認します。

○商工観光部長（萬徳茂樹君）

調整池も含めた形での売渡しになります。

○委員（徳田拓志君）

農地法の問題で、これだけの面積であれば、第1種農地を転用し、国・県の許可というの  
が出てくると思うんですが、霧島市内でほかにも、例えばその農地を所有している方々が、第1種は非常  
に難しいと言われて、なかなか別な事業をやりたいんだけどできないとおっしゃっているんですが、

こういう公的な機関がやる場合において、僅か3週間で許認可が下りるというところですね。今後、そういう一般の方々が、先ほど時任委員もおっしゃったんですが、市がやるとできるよと、民間がやるとできないんですよという、そういうすみ分けはどのようなところでされているのか。

○商工振興課長（池田洋一君）

今、第1種農地という形で言われましたけれども、あそこの場合は第3種ということで都市的整備機能をもった農地ということで、この事業を始める前に下水道とか水道管の布設とか工事でさせていただきましてけれども、そういう形であるの周辺を全てそういうライフラインが走っているというような形にしたものですから、それにつきましては第3種ということで、九州農政局のほうでもそういう取扱いということで、今、申請をしているところでございます。それと、たった3週間と言われましたけれども、今まで市も、私、熊本のほうにも何十回行ったか分かりませんが、今までずっとそういうやり取りの中で期間を重ねてまいりました。事前申請までが非常に時間が掛かったということでございます。本申請につきましては、そういう地権者の関係が100%いきましたから、それにつきましては100%ということで、申請受付後3週間というので決まっておりますけれども、その前の経緯ということで時間を要したということでございます。それと、民間がするのと市がするのとという形で考えますと、当然市のほうとしてもお願いはすれば、何とかこう、今までの経緯でなってきたんですけれども、民間とそんなに変わらないと思います。

○委員（徳田拓志君）

たった3週間というのは、3週間で国は許可を下ろさなければならないという条項の中での話で、当然、事前審査とか事前協議というのは我々民間の中でもあるんですが、第3種にもっていった経緯、もともとやはり第1種なわけですよ。だから、それを第3種に、市の公的なものだからあそこにインフラ整備をするんだと。駐車場だったら本当は要らないんですよ。あれだけ大きな水道管とか下水管とか要らないんだけど、第3種にするための手段だったと私は思っているんですよ、素人ながら。だから、その整備をしたから第3種になったと。普通我々が、こういう手続をしたいので、市のほうに下水管を入れてください、インフラ整備をしてくださいと言ってもしてもらえないわけですよ。今回なぜここまでしてやる経緯があったのかと。今後、これが事例として出てきますので、民間がもしこう出てきた場合に協議されるのか、あるいは検討されるのか、どうなのかということをお尋ねしたかったんです。

○商工観光部長（萬徳茂樹君）

今お話があった、第1種を第3種にするのにいろいろ手を、いろんな対策を講じたわけですが、一つはやはり私どもは企業誘致を進めていく中で、非常に今、京セラさんは霧島市にとっても非常に重要な企業であります。それで、非常に工場自体が手狭になってきているという面。それとあと、将来的においてもまだまだ発展していただいて、地元の雇用の場としての期待を非常にしているわけでございます。また、税収の点においても大きなものがございます。そういった面で、逆にもう増設する余地がなければ、当然ほかの所にまた新たな工場増設・建設とかいう形になってまいりますので、私どもといたしましては大きな企業をこのまま継続していただきたい、また更には拡大していただきたいというような企業誘致政策の中での取組として非常に大事なことだということで取り組んできたことでございます。民間のいろんな計画がある中で、本当にそれが必要なものであるとか、そういった判断があればまた検討していかなければならないというふうには思いますけれども、あくまでも今回は市の企業誘致施策として位置付けをして、市として方針を出して取組をしたということでございます。

○委員（徳田拓志君）

最後の質問にさせてください。企業誘致というのは私も非常にいいことだと、進めていくという立場にあります。ですから、説明の中で、なぜインフラ整備をしなければいけなかったのか。これ

は、農地法でいうこういう1種を3種に変えて、そして開発許可申請を取るという形をスムーズにやっていくんだと、そして霧島市が申請者であると、それでこういうことですよという、説明がまず足りないと思います。まず、それをやってください。それと、企業誘致の定義、これをもう少しはっきりしておかないと、国分から国分へ移る、福山から福山の牧之原に移るといふ、この間、酢の会社の事例もありますよね。これも企業誘致。じゃあうちの鉄工場を今、下場でやっているけど、上場に移したら企業誘致してくれるのかと、そのときのインフラ整備はどうなるのかと、企業誘致の優遇はもらえるのかと、従業員7人いますよと、こういう民間の企業もたくさんあるわけですよ。その定義がきちっとできているのであれば、先ほど言ったように、民間の方がもしそういうことをしたときに一回一回インフラ整備までしてもらえるのか、企業誘致に当てはめていただけるのか、そこらをしっかりとっておかないと、これはできますよと、これはできませんよと、京セラさんだからできますよと、酢会社さんだからできたんですよというわけにはいかないと思うんですよ。今、事業者の中ではそういうふうにいる方はたくさんいらっしゃいますよ。だったらうちもそうしてくれという話です。そういう事例も来ていると思うんですよ。その点はどうなるんですかということをお尋ねしておきます。

○商工観光部長（萬徳茂樹君）

今、私どもは企業誘致という考え方の中で、新たに霧島市に企業が来ていただくのも企業誘致だし、霧島市内にある企業が新たにまた増設をする、新たな土地を求める、あるいはその隣に敷地を購入して新たに増設していく、これも企業誘致という見方をいたしております。そういった面で、この前お知らせいたしました件につきましても、新たな事業拡大ということで立地協定を結ばせていただきました。そういった面で、やはり今、地元でいろんな事業を起こしていらっしゃる方々が新たな規模拡大をやりたいという場合は、また私どものほうに御相談いただければ、またいろんな対応をしていきたいというふうに考えております。当然、企業誘致をするためには、条件としては雇用の増大につながっていくというような形で、今、最低新たに5名以上の雇用を確保される場合は、市の優遇措置を講じていきますよという形で、業種につきましても、こういう業種について新たに増設のために土地を購入したりした場合は、5名以上の新規雇用があれば企業誘致として優遇措置を図っていきますよという形で取組をいたしておりますので、またいろいろそういう増設とかいろんなものに対して計画等があれば、ぜひ御相談を頂ければというふうに思います。

○委員長（山浦安生君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時14分」

「再開 午前11時23分」

○委員長（山浦安生君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○商工観光部長（萬徳茂樹君）

私ども、企業誘致というものにつきましては、市外からの誘致企業の方々が霧島に来ていただく、それと併せて地場にいらっしゃる、今実際事業をしていらっしゃる方々が、新たに規模を拡大して雇用につながっていくと、そういうものに対しても企業誘致という形で進めておりますので、やはりその辺はまだ十分市内の事業者の方々に周知がされていない面もあると思いますので、非常にいい提言でございますので、それは私どもとしては前向きに取り組んでいきたいというふうに考えております。また、その優遇措置を講じるためには、市とその事業者との立地協定というのが条件になってまいりますので、それは御理解いただきたいというふうに思います。

○委員（秋廣眞司君）

もう一点お伺いしますが、この中央部分にある排水路の両側に4mの歩道と九.何mの車道がで



きるということの理解ですけれども、ここの真ん中に連絡通路の橋が架かるような感じで載っていますが、この橋は工事費に含まれるのか。そして、工事が終わった後はこのまま残るのか、解体されるのか。そこをお伺いします。

○商工観光部長（萬徳茂樹君）

今回の造成工事につきましては、真ん中の水路を挟んで両方に工場用地ができます。そういった面で両方の工場用地を結ぶ連絡橋ということで整備をいたします。今回の工事で発注して橋を整備いたします。しかしながら、完成後は、これは公道と公道を結ぶ橋になりますので、これの管理については市のほうで管理をしていくと。市が整備をして、市民にも利用できる橋になりますので、これは公共施設として市が管理していくということになります。

○委員（秋廣眞司君）

分かりました。橋の形態ですけれども、大事な排水路で、水戸川の水害なんかの場合に非常に大事な水路になっているんです。真ん中に柱を建てるとか、そういう工法じゃないことを確認しておきますが、どうですか。

○商工観光部長（萬徳茂樹君）

今この工業団地の間を通る水路は、非常に市街地からの排水もある排水路でございます。そういった面で、通水を阻害することがないような整備をしていきます。

○委員（秋廣眞司君）

両方京セラさんの所有地になるわけですけれども、現在ある京セラ工場の真ん中にも市道があったんですね。それを京セラさんに編入されて通行止めになっていますよね。そういう事態には絶対にならないようにしていただかないと、ものすごい通学・通勤の方が多くて、車両の朝晩の通行も多いですので、そういうことは絶対にならないような確約をしていただきたい。そうでないと、非常にこれはまた問題化してくると思いますので、要望としてお願いしておきます。

○商工振興課長（池田洋一君）

今、秋廣委員がおっしゃった件につきましては、我々もこのことについてはもう絶対譲れないということで、当然先ほど説明したような形で、中学生の通学路とかいろんな意味でこの道路は重要でございますので、その辺はできないということを相手方にも伝えながら、今までこの事業を進めてきているということでございます。確認というか、市はできませんという形で申し上げます。

○委員長（山浦安生君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、委員長を交代します。

○副委員長（志摩浩志君）

委員長を交代します。

○委員（山浦安生君）

一つお尋ねします。平成23年9月の定例会で可決されたわけなんですけれども、その後、この用地取得についていろいろと御苦労をなされながら、今現在は100%の仮契約をなされているというようなことですが、この100%が何らかの形でパーセントが減っていくというようなことはございませんか。というのは、今100%ですけれども、しばらく期間を置くことによって、ここにも出てまいりますけれども死亡者とかいうのが出てまいります。この死亡者が出た場合に、そこら下がっている方なんかの、そういう部分についての心配事というのはなされていらっしゃると思うんですけど、どんな形で。お尋ねいたします。

○商工観光部長（萬徳茂樹君）

今、私どもが一番懸念しているのはそこでございます。今、仮契約を100%頂いたわけですがけれども、まだ市が取得する前に、この方が、もし不幸があって亡くなられたりした場合は、新たにまた相続人が発生いたしますので、また相続人の方々と用地交渉をしていかないといけないということになります。事実、仮契約を締結していた人が亡くなられて、新たに相続人が17人発生して、17人の方々とまた新たに用地交渉を進めていかなければいけなかったということがございますので、私どもといたしましては一日でも早く市のほうと正式契約をして、市に登記を直せるようにしていきたいというふうに思っております。

○委員（時任英寛君）

それなら、今そういう、もうそれなら死なないでいてくださいというのが一番いいわけですがけれども、本当にですね。そうなった場合、この許可申請というか、これは一旦ストップになるんですか。結局、全てが整って初めて地権者の了解が得られたと、同意が得られたから申請をしましたというんですけど、例えば17人、先ほどの話ですけど、そこはもう全て済まれたと思うんですけど、今後、相続が発生して、お一人の方がいいえと言ったとして、それが場所的に真ん中だったと。そうなった場合、この許可が先延びをするという懸念はあるんですか。

○企業振興室長（谷口隆幸君）

農地法第5条については許可は頂きますので問題はないかと思うんですけども、開発行為の部分で、用地がいかなないと工事ができませんので、今、委員さんのおっしゃるとおり、工事ができないという事態が生じますので、先ほど部長のほうで申し上げましたように、一日でも早く工事をするための用地の取得というのがまず大事ななというふうに考えているところでございます。

○委員（時任英寛君）

結局、転用許可は出るけれども開発許可が待ったがかかると、このように理解してよろしいですか。

○企業振興室長（谷口隆幸君）

はい、そのようなことでございます。

○副委員長（志摩浩志君）

委員長を交代します。

○委員長（山浦安生君）

委員長を交代します。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで工業団地整備事業の進捗状況についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前11時33分」

「再 開 午前11時35分」

○委員長（山浦安生君）

休憩前に引き続き会議を開きます。本日用いました調査につきまして自由討議に入ります。委員の方から何かございませんか。

○委員（時任英寛君）

この所管事務調査につきましては、委員長のほうで3月定例会の冒頭で、壇上からの報告事案なんでしょうか。それとも文書で出される御予定でいらっしゃるんですか。ちょっとその委員長の対応をお聴かせいただきたいと思います。

○委員長（山浦安生君）

私としましては、議場の中で報告をするのも大事なんですけれども、文章の形でしっかりと見ていただきたいなという思いはあります。文書のほうがそれぞれの議員の中で勉強もできるだろうし、

疑問点も見つけやすいと。それに対する答えもまた文書のほうがやりやすいんじゃないかというふうに思いますので、文書で報告しようかというふうには思っております。

○委員（時任英寛君）

私もそのように考えているというか、というのが初日でできれば即決でというような今言い回しでしたよね。そのときに委員長はその冒頭で、所管事務調査の報告についてはそれより前にされるわけですよね。ただ、それが文章として出てくるのは次の定例会の会議録でしか出てまいりませんので、結局、即決をするんだったら、文書でその日のうちに皆さんの手元にあれば、その即決事案も大体その今日の内容が分かった上でのものになるのではなかろうかと、こう認識はしておりますので、できれば文書で配付をしたほうが、ほかの委員外議員の皆様方にも親切かなという気持ちは持っております。

○委員長（山浦安生君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時36分」

「再開 午前11時42分」

○委員長（山浦安生君）

休憩前に引き続き会議を開きます。今、話したようなことでございますので、ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で自由討議を終わります。次に、委員長報告に付け加える点につきまして。

〔「委員長一任」と言う声あり〕

委員長一任ということで、ありがとうございます。委員長に御一任いただきたいというふうに思います。それでは、そのようにさせていただきます。これで本日の日程は全て終了しました。以上で産業教育常任委員会を閉会いたします。

「閉会 午前11時43分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

委員長 山 浦 安 生